

## 広島県公安委員会告示第 15 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 13 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
2 P17 25	告示の日 (令和 5 年 3 月 13 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P フィーバースプ ラッシュ×スプラ ッシュ	株式会社三共 代表取締役 石原 明彦 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
310014	同上	同上	P バイオハザード R E 2 H 1 Y Z 3	株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同
2 S15 88	同上	回胴式遊 技機	L ゴブリンスレイ ヤー RD	株式会社オレンジ 代表取締役 米田 勝己 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同